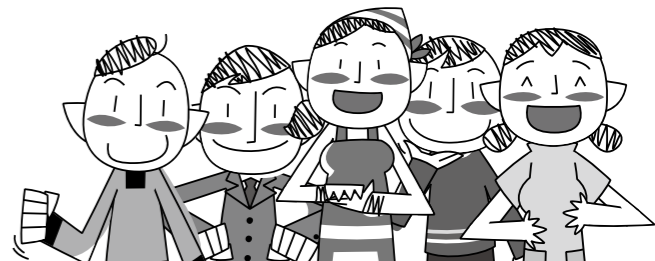


年金

4月から国民年金の取り扱いが変わります



※1 免除期間は、10年以内であれば追納制度の利用により納付することができます。ただし、3年度目以降に保険料を追納する場合、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

前納保険料の取り扱い変更 納付・還付の選択が可能に

国民年金保険料を前もって納付（前納）した後で、障害基礎年金を受けている等の理由により、保険料が免除（法定免除）に該当した、または申請による免除が承認された場合、前納保険料の還付はできませんでしたが、平成26年4月の改正により、法定免除の該当日に属する月以降の期間（平成26年4月以降の期間に限る）を、保険料納付済期間とするか還付するかを選択できるようになります。

また、申請免除等の場合は、申請日の属する月以降の期間（平成26年4月以降の期間に限る）は還付する取り扱いとなります。

免除等に関する遡及期間見直し 過去2年分まで遡及申請可能に

国民年金保険料の免除の申請

は、現行では申請前直近の7月以降の月が免除の対象となりますが、平成26年4月の改正後は、過去2年分までさかのぼって保険料の免除を申請することができるようになります。

また、学生納付特例制度の場合、現行では申請前直近の4月以降の月が対象となっていますが、改正後は、過去2年分までさかのぼって申請することができるようになります。

その他、災害または失業等による免除の申請は、現行では申請を行った日の属する年度またはその前年度において災害等の事由が生じた場合のみ特例要件として認められますが、改正後は、災害等の事由が生じた年の翌々年6月（学生納付特例制度の場合は翌々年3月）までの期間に対し免除の申請ができるようになります。

※2 保険料の徴収権が時効消滅していない期間に限り、2年1か月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

国保

国保年金課 ☎(25) 8137

社会保険に加入されていませんか？

高島市の国民健康保険被保険者証をお持ちの方が、就職などで会社等の健康保険に加入されたら、資格喪失手続きが必要です。国保の資格は自動的には喪失しません。保険税の納付義務が継続しますので、必ず手続きしてください。

【手続きに必要なもの】

- ・現在お持ちの国保の被保険者証
- ・新しく加入された社会保険等の保険証
- ・印鑑

70～74歳の方の自己負担割合が変わります

70歳～74歳の方がお医者さんにかかる時の自己負担割合が変わります。

①昭和19年4月1日以前に生まれた方：1割

3月中旬に高齢受給者証を郵送します。

②昭和19年4月2日以降に生まれた方：2割

70歳の誕生月の中旬に高齢受給者証を郵送します。翌月から有効です。

※1日生まれの方は、誕生日が属する月の前月に郵送します。誕生月から有効です。

70歳から74歳までの方の自己負担割合は、負担を軽減するため1割に凍結されておりました。平成26年4月から原則2割に段階的に戻されます。新たに70歳になる方から2割負担となり、平成31年度には全体が2割負担となります。**なお、現役並み所得者の自己負担割合は3割のまま変更はありません。**

付加保険料の納付期間見直し 2年前までさかのぼって納付可能に

国民年金の付加保険料が納期限（翌月末日）までに納められなかった場合、現行では、付加保険料納付の辞退申出があったとみなされ、納期限後に納付された付加保険料は還付することとなりますが、平成26年4月の改正後は、国民年金の一般保険料と同様に過去2年分まで納付することができるようになります。

ただし、平成26年3月分以降の保険料から対象となります。

国保年金課

☎(25) 8137

大津年金事務所

☎077(521) 1789



国民健康保険証の切替は「毎年4月1日」です

新しい被保険者証（カード）を3月末に世帯主へ郵送します。紛失などに注意し、大切に保管してください。なお、古い被保険者証は4月以降に、自分で廃棄していただくか、保険年金課または各支所窓口へご返却ください。

《有効期限を確認してください》

有効期限：平成27年3月31日

ただし、次の方は年度途中となっていますのでご確認ください。

◎遡の被保険者証をお持ちの方で65歳になれる方

65歳の誕生月の月末まで

◎75歳になれる方

75歳の誕生日の前日まで

※75歳からは後期高齢者医療制度に変わります。手続きは不要です。

学の被保険者証を交付しています

高島市の国民健康保険被保険者証をお持ちの方が、大学や高校などに就学のために転出される場合に、特例として学の国民健康保険被保険者証を交付することができます。希望される方は、手続きを行ってください。（毎年申請が必要です。）

【手続きに必要なもの】

- ・お持ちの被保険者証
- ・有効期限または発行年月日が平成26年4月1日以降の学生証、在学証明書等
- ・印鑑